

～神戸製鋼火力発電所事件

日本でも、石炭火力の新設・稼働などに係る気候訴訟が提起されています。

■ 日本の石炭火力発電所をめぐる状況

石炭火力発電は、高効率でも天然ガス火力発電の2倍のCO₂を排出し、大気汚染物質の排出も多く、環境負荷の大きい発電方法です。しかし、石炭は天然ガスよりも安価であるため、21世紀に入ってよりシェアを高めました。特に、2011年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所の停止による一時的な電力不足や電力自由化を背景に、全国各地で石炭火力発電所の新增設が計画され、2013年4月、「超々臨界圧(USC)以上の石炭火力発電の場合は、日本のCO₂排出削減の中期目標との整合性が図られているものと整理する」とした経済産業省と環境省の「局長級会議取りまとめ」によって、石炭火力新設に際しての環境影響評価手続において、CO₂の排出がもたらす影響の調査・予測・評価は実質的になされない取り扱いとなりました。

こうした中で、2015年に、神戸製鋼が、関西電力の募集に応じる形で、神戸市灘区の高炉製鉄所跡地に130万kWの石炭火力発電の新設を計画しました。この場所には、2000年代初期から神戸製鋼の石炭火力発電所2基(140万kW)が稼働しています。

この計画に対して、周辺住民が反対の声を上げました。その理由は二つです。一つは、大気汚染の問題です。石炭火力発電所は、石炭を燃焼させて発電するため、SO_xやNO_x、PM2.5などの大気汚染物質が発生します。神戸市灘区は、歴史的にも大気汚染が問題になってきた地域であり、近隣にはたくさんの学校や病院があることから、住民への健康への影響が懸念され、石炭火力発電所の新設に反対の声があがりました。

もう一つの理由は、気候変動の問題です。石炭火力発電所は、地球温暖化をもたらすCO₂を大量に排出し、気候変動を加速させます。国際社会では、先進国は2030年までに石炭火力発電所を全廃する必要があるとされています。

そこで、周辺住民は、時代に逆行する石炭火力発電所建設について、国を被告とする行政訴訟(環境影響評価の確定通知取消訴訟)と、神戸製鋼とコベルコパワー神戸第二に石炭火力の稼働、およびその電力を継続的に購入する契約を締結している関西電力に発電指示の差し止めを求める民事訴訟を提起しました。原告となった周辺住民には、幼児から高齢者までいます。ここでは気候変動の問題に絞って経過を紹介します。



発電所の建設予定地 建設前の様子
(撮影：神戸製鋼火力発電所事件原告)

■ 行政訴訟の経過

神戸に石炭火力発電所を新設するに当たっては、環境影響評価が必要です。経済産業大臣は、この報告を確認し、「環境の保全に適性に配慮」された事業内容であり、そのまま計画どおりに石炭火力発電所の建設を進めても問題ないと判断し、事業者に対して、環境影響評価の「確定通知」を出しました。この通知に対し、周辺住民が「通知は違法」として提起したのが、行政処分の取消を求める行政訴訟です。

行政訴訟では処分の取消訴訟を提起することができる人(原告適格といいます)は、「法律上の利益を有している人」、即ち自分の権利利益が侵害される人に限られます。そこで、原告らは、確定通知によって石炭火力発電所が建設され、年間760万トンのCO₂が排出されることによって大気中のCO₂濃度が高まり、温暖化が進行し、より気候変動の影響を受けることになり、原告らの生命、身体、財産に対して危険が及ぶと主張しました。例えば、熱中症のリスクが増加することや、ハザー

ドマップなどで、豪雨による土砂崩れ等の被害に遭うおそれがあること等々です。他方、国は、気候変動への対応はあくまで政策の問題であって、法的に個人の権利として認められておらず、取消訴訟を提起することはできない、と主張しました。

一審の大阪地方裁判所は、2021年3月、地球温暖化による被害は特定の地域の人にだけ生じる問題ではなく、世界全体の問題であり、個人の法的な権利を認めた法律はなく、政策で対応されるべき問題であるとして、原告らの裁判を提起する権利を認めませんでした。

周辺住民は控訴しましたが、2022年4月、大阪高等裁判所は、気候変動による被害が重大なもので、人類にとって喫緊の課題であるとは認めましたが、現時点では周辺住民が裁判を提起する権利はないとしました。

東京電力と中部電力の合弁会社であるJERAによる横須賀石炭火力発電所の新設についても、住民らが行政訴訟を提起しましたが、原告らの原告適格をおける原告適格は認められませんでした。

■ 民事訴訟の経過

民事訴訟で原告らは、早期の廃止が求められている石炭火力発電所を新設・稼働させることは地球温暖化を止めていこうとする国際社会の取組みに逆行するも

ので、周辺住民を含む世界中の人々が、今以上に、様々な形で被害を受けることになる」と主張しています。

これに対して事業者は、「そもそも気候変動による被害を受けない利益は法的利益とは認められない」、「新設される石炭火力発電所からのCO₂の排出量は世界のなかでわずかであり、周辺住民に生じる被害との間には因果関係がない」などと反論しています。

一審の神戸地方裁判所は、2023年3月、気候変動による被害について、具体的な危険が認められる場合には、差止め請求が認められるとしましたが、現時点で周辺住民がいつどのような形で被害を受けるかはわからないとし、国内外で気候変動対策が進められていることから、現時点では周辺住民に対して具体的な危険が生じているとは言えないとしました。さらに、石炭火力発電所から排出されるCO₂と周辺住民の被害との関連性は希薄であることや、CO₂の排出削減は本来的には民主的過程を経た政策によって決定すべきであることなどを挙げて、法的な因果関係を認めませんでした。2025年4月24日に大阪高等裁判所は神戸地方裁判所の判決をほぼ踏襲し、原告の請求を棄却しました。原告たちは上告せず、若者気候訴訟など、「司法の場を中心に気候変動についての責任と対策を問う人々や世論を一層喚起する運動を支援」していきとしています。

(青木良和)



行政訴訟一審判決時の様子
撮影：神戸製鋼火力発電所事件弁護団